

静岡市立日本平動物園エントランス広場プリクラ機設置者

募集要項

令和2年2月

一般財団法人 静岡市動物園協会

1 趣旨

一般財団法人静岡市動物園協会（以下「協会」という）は、静岡市立日本平動物園（以下「動物園」という）の来園者への満足度及びサービス向上を図るため、エントランス広場におけるプリクラ機設置者を公募します。

2 公募案件

静岡市立日本平動物園エントランス広場におけるプリクラ機設置と賃貸借等契約（静岡市駿河区池田 1767-6 地内）

3 募集業者数

1 業者

4 契約期間

契約期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

5 応募資格と制限

（1）応募資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- ① 法人又は個人事業者が、プリクラ機を複数台以上保有等し、それをもって業としていること。
- ② 協会が提示したエントランス広場にプリクラ機を 1 台設置すること。
- ③ 設置機種の利用料は、原則 1 回 600 円とすること。
- ④ 景品獲得など依存性及びギャンブル性を煽る恐れがある機種は対象外とする。
- ⑤ 設置機種の写真、配置レイアウト、賃借料（収益の分配）、設置条件などを図面や画像等を用い提案書として提案すること。

（2）応募の制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、応募することができません。

- ① 国税及び地方税を滞納している者
- ② 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ③ 代表者が成年被後見人、保佐人又は破産者である者
- ④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- ④ 以下に掲げる事項に該当する者

- ア 法人の役員等（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）又は個人事業主等（本案件に応募しようとしている個人事業主及び個人事業主の事業を請け負うなど従属する関係にある者をいう。以下同じ。）が、暴力団（静岡県暴力排除条例（平成 25 年条例 11 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員の配偶者（同条例第 6 条第 2 項に規定する暴力団員の配偶者をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（静岡県暴力団排除条例第 2 条 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等又は個人事業主等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団、暴力団員等、又は暴力団員の配偶者を利用するなどしている者
- エ 役員等又は個人事業主等が、暴力団、暴力団員等、又は暴力団員の配偶者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- オ 役員等又は個人事業主等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に避難されるべき関係を有している者

なお、応募から受託者決定までの間、これらのいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

6 業務（委託）内容

(1) 契約期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

（プリクラ機稼働開始日は令和 2 年 4 月 1 日からとする）

(2) 総合的管理の主体

第三者に委託することなく、受託者が自ら契約を履行すること。

協会が指定する場所にプリクラ機を設置し、管理運営は協会が行う。

(3) 営業可能日時

動物園開園日の開園時間から閉園時間までとします。

ただし、夜間開園日の夜間の部の時間帯は除く。

(4) 休業日

毎週月曜日（祝日、振替休日ときは翌平日）、12 月 29 日～翌年 1 月 1 日まで

(5) 費用負担

設置及び撤去並びにメンテナンス等は受託者の費用負担で行う。

使用電気量が分かる簡易電力量計（電気メーター）の設置は受託者の費用負担で行う。光熱費は協会負担とする。

(6) 設置機種

- ・設置エリアを余すことなく活用する機種を設置する。なお、オープン施設設置となるため、風雨などの自然現象の影響も考慮できるものとする。
- ・公共施設内であるため、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある機種は対象外とする。
- ・利用率が著しく低いものは、双方協議にて他機種への入れ替えを可能とする。
- ・設置機種は、100V 電源使用可能な機種とする。
- ・利用により単純な景品類が提供される機種については、提供される景品類について事前協議をすること。

(7) 定期的なメンテナンスと不具合時の対応

受託者は、月1回程度の全機種の定期検査とメンテナンス等を行うこと。
協会が対応できる軽微な故障以外の不具合発生時は、早急な修理等の対応を行うこと。

(8) プリクラ機の賃借料等（消費税を含む）の負担

月々の賃借料等は契約に基づき受託者に支払うものとする。

(9) 賠償保険の加入

受託者は、協会、静岡市（動物園）及び第三者に損害を及ぼしたときに、必要とされる賠償保険に加入すること。

(10) 契約の取り消し・違約金

前述の応募条件等に該当しないことが契約期間中に判明した場合や、本要項に定める指示事項に従わない場合は、契約を取り消します。また、受託者の責による契約不履行の場合は、別に定める違約金を支払っていただきます。

(11) その他

業務の履行にあたっては、本募集要項に定めるもののほか、その他関係法令の定めるところによるものとします。

7 応募方法及び申込書類

- (1) 書類等の提出期限 令和2年3月1日（日）午後5時まで
- (2) 書類提出場所 〒422-8005 静岡市駿河区池田 1767-6
一般財団法人静岡市動物園協会事務所
(郵送または持参とする)
- (3) 申込書類等
- ①静岡市立日本平動物園エントランス広場プリクラ機設置申込書
(様式第1号)

- ②設置実績書提出 施設名と台数など (様式任意)
- ③プリクラ機設置提案書 (様式任意)
設置機種の写真、配置レイアウト、賃借料(収益の分配)、設置条件などを図面や画像等を用いた提案書
- ④暴力団排除に関する誓約書(個人は様式第2号、法人は第3号)
- ⑤役員等氏名一覧(様式第4号)・・・提出を求められた時に提出する
- ⑥個人及び団体、会社の事業がわかる書類 (様式任意)

8 プリクラ機設置者の決定

(1) 選定委員会

- ①応募者から提出された提案書等の審査は、協会の設置する選定委員会で行います。
- ②提出された書類をもとに審査を行い、設置者として総合的に優れた応募者を選定する。審査に際し選定した応募者と必要に応じヒアリング等を行う。
- ③審査結果は、応募者全員に通知します。
- ④選定委員会、ヒアリング等は非公開で開催します。

(2) 評価項目及び基準

評価項目	評価基準
申込書類について	申込書類の必要事項に記入漏れ等はないか。必要な書類はすべて添付され、内容に誤りはないか。
選定機種について	来園者に多くの利用が見込まれる機種であるか、また、公共施設に設置するに相応しいか。
	依存性やギャンブル性を煽る恐れがある機種はないか。
	降雨、温度変化等自然現象に影響されない機種であるか。
撮影機の安全対策について	稼働中の利用者及び来園者に対する安全対策が適切か。
エリア内での配置について	利用しやすい設置レイアウトになっているか。 配置が適切で空きスペースに無駄はないか。
売上げの透明性に対する担保について	毎月の売上げについて透明性、無謬性を示す手法、体制は適切か。
賃貸料(収益の分配)について	他者より低価な賃貸料である。 収益の分配率は他者より良い条件であるか。
設置条件について	他者より良い条件であるか。
メンテナンス体制について	常に正常稼働が担保され、故障時等迅速な対応体制ができるか。

9 提供資料

- (1) 設置場所の図面及び全景写真
- (2) 入園者数データ

※希望があれば現地視察可能

10 契約

- (1) 審査で優秀と認められた者は、令和 2 年 4 月より業務（委託）について、優先的に契約の協議をする権利を得ます。
- (2) 審査において選定された者が、契約の締結までに、業務の履行が確実にないと認められたとき、または、著しく社会的信用を損なうなどにより、業務受注者（受託者）として相応しくないと認められたときは、契約を締結しないことがあります。

11 その他

- (1) 申込書類に虚偽の記載をした場合においては、失格の措置を行うことがあります。
- (2) 申込書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された申込書類は、審査以外に応募者に無断で使用することはありません。
- (4) 提出された申込書類は返却しません。
- (5) 協会は審査のため申込書類の写しを作成し使用することができるものとします。
- (6) 応募受付後に、申し込みを辞退する場合には辞退届を提出して下さい。

(様式任意)